

4. 7 再生型枠材

① 評価対象資材

コンクリート構造物の作成時に使用する，再生資源を含有した型枠材を評価対象とする。

②品質・性能

以下の性能を有すること。

a. 強度及び剛性等

施工時の荷重に対して安全性が確保されるための強度及び剛性を有すること。

b. コンクリートの品質への影響

コンクリートの品質等に悪影響を与えないこと。

c. 設計・施工システム

施工時の荷重に対して安全性が確保されるための設計方法及び施工方法が確立されていること。

これらの性能を有しているかについては，別表1に示す項目で確認する。

別表1 品質・性能を確認する項目

普通合板と同程度の性能を有することを示す，以下の項目に関する書類等を提出すること。

1. 強度及び剛性等

- ・「合板の日本農林規格」別記の3の(9)に示す曲げ剛性試験結果

2. コンクリートの品質への影響

- ・コンクリートの硬化を阻害したり，コンクリートの表面強度を低下させたり，コンクリートの脱型や清掃を困難とさせるようなものでないことの説明資料

3. 設計・施工システム

- ・曲げ剛性試験結果に基づき，コンクリートの施工時の荷重，コンクリートの側圧及び打ち込み時の振動・衝撃等に対する型枠の設計方法に関する資料
- ・型枠の加工・組立等についての施工要領等
- ・施工実績（実験を含む）に関する資料

③再生資源の含有率

再生資源を，製品の重量比でほぼ100%含有していること。

ただし，再生資源の供給不足や環境負荷低減に寄与する等の合理的な理由が明確に示される場合には，この限りではない。

④環境に対する安全性

a. 原料として特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。

b. 製品または原料（再生資源）において，環境基本法第16条による「土壌の汚染に係る環境基準」（平成3年環境庁告示第46号）の基準を適合すること。

⑤品質管理

安定した品質が確保できる設備・組織，社内規格，材料の供給体制，品質管理推進責任者等を備えた工場において製造された製品であること。

⑥環境負荷

- a. 再生資源を含有しない製品を使用した場合に比べ，環境負荷低減効果があること。
- b. 再生資源を含有しない製品を使用した場合に比べ，別表2に示す項目について環境負荷が増大しないこと。

別表2 環境負荷増大が懸念される項目

- ・再リサイクルが可能な資材である。
- ・再リサイクル時に著しい環境負荷が生じない。
- ・使用時，施工時において，有害物質等の溶出がない。
- ・製造過程においてエネルギー消費量が著しく増大しない。
- ・製造過程において，著しい環境負荷は生じない。

令和 元年11月 7日 一部改正